

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合警防規程(平成9年鯖江・丹生消防組合消防本部訓令第1号。以下「警防規程」という。)第24条の規定について、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。)、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)等に基づき、震災警戒活動、震災警防活動、震災時の応援の受入れおよび派遣、資機材の整備等の実施に関し必要な事項を定めることにより、鯖江・丹生消防組合(以下「消防組合」という。)の管轄区域内等における震災による被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、警防規程の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 震災 地震により発生する火災、救急・救助事案、津波、水災等の災害をいう。
- (2) 震災警戒体制 大震法第9条の規定により警戒宣言が発せられた場合に震災を警戒する体制をいう。
- (3) 震災非常警備体制 震災が発生し、または震度5強以上の地震が発生した場合に全消防施設および人員(以下「全消防力」という。)を挙げて対処する体制をいう。
- (4) 震災警防活動 震災警戒体制および震災非常警備体制時に震災による被害を軽減するため消防機関が行う活動をいう。

第2章 震災警防対策の推進

(震災警防対策の推進)

第3条 消防本部消防長(以下「消防長」という。)は、震災に対処するため、平素から全消防力の強化を図り、消防職員(以下「職員」という。)および消防団員(以下「団員」という。)の活動能力の向上を図るとともに自衛消防隊、自主防災組織および住民に対する防災行動力の高揚を図るものとする。

- 2 消防本部次長(以下「次長」という。)は、震災時における警防体制の確立を図るとともに、消防本部の総務課長、予防課長、警防課長および情報管制課長(以下「本部課長」という。)ならびに消防署長(以下「署長」という。)以下を指揮監督し、震災時における警防対策に万全を期するものとする。
- 3 署長、消防署副署長(以下「副署長」という。)、消防署の分署長(以下「分署長」という。)、消防署課長、副分署長(以下「署課長」という。)および消防署の分遣所(以下「分遣所」という。)の長(以下「所長」という。)は、震災警防活動を迅速かつ確実に行うために、防災関係機関等と連携し、震災時における警防対策を積極的に推進するものとする。

(所属長等の責務)

第4条 署長、本部課長、副署長、分署長、署課長および所長(以下「所属長」という。)は、所掌事務に従い、鯖江市防災危機管理課、越前町防災安全課、福井県防災安全部消防保安課および警察等の防災関係機関と平素から密接に情報共有を図るとともに、協調して消防組合の方針を積極的に推進し、震災警防活動の万全を期するものとする。

- 2 職員および団員は、平素から地震に関する知識を高め、震災事象および震災関係規程を熟知するとともに、気力、体力および技能を練成し、震災警防活動の万全を期するものとする。

(資機材等の調達整備計画)

第5条 消防長は、震災警防活動時に必要な資機材、建設機械等の調達に関し、協定の締結が可能なものについては、あらかじめ関係機関等の権限を有する者と協議し、協定の締結等必要な措置を講じておくものとする。

- 2 消防長は、震災警防活動に必要な資機材等の整備を図るものとする。

第3章 震災警戒体制時の対策

(組織、編成および任務)

第6条 警戒宣言が発せられた場合の組織、編成および任務は、警防規程第41条および第42条に定めるとおりとし、大隊本部長は、消防署に予備隊を編成するとともに消防署、分署および分遣所(以下「署所」という。)の配置人員の増強を図り、震災に備えるものとする。

(震災警戒体制発令)

第7条 震災警戒体制は、警戒宣言が発せられた場合に、警防本部長が発令するものとし、同時に消防本部に震災警防本部(以下「警防本部」という。)を設置するものとする。

(震災警戒体制の解除)

第8条 警防本部長は、警戒宣言が解除された場合で、警戒の必要がないと認めたときは、震災警戒体制を解除するものとする。

(体制の確保)

第9条 警防本部長は、震災警戒体制が長期にわたると予想されるときは、部隊編成等に配慮し、効率的な震災警防活動が維持できる体制を確保するものとする。

(非常招集の発令)

第10条 警防本部長は、震災警戒体制時の人員を確保するため、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令するものとする。

(参集)

第11条 職員は、前条の非常招集命令が発せられたときは、速やかに所定の場所に参加しなければならない。

2 職員は前条の非常招集命令に即応するため、平素から連絡方法を確保し、参集に必要な手段を整えておくものとする。

(震災警戒体制時の出動)

第12条 震災警戒体制時の災害出動は、消防組合の管轄区域内の火災出動区域および出動計画書に定めるところによる。

(情報収集)

第13条 警防副本部長および大隊本部長は、消防組合が所有する全ての機能を活用し、情報収集を迅速かつ的確に行い、震災警防活動に活用するものとする。

2 前項の規定により収集した情報のうち重要な情報は、警防本部長に報告するとともに、各所属に伝達するものとする。

第4章 震災非常警備体制時の対策

(組織、編成および任務)

第14条 震災非常警備体制時の組織、編成および任務分担は、警防規程第41条および第42条に定めるところとする。

2 所属長は、非常招集を受けて参集した職員を所有する消防車両等に配置し、部隊を編成するものとする。

(震災非常警備体制の発令)

第15条 震災非常警備体制は、次に掲げる基準により、警防本部長が発令するものとする。

(1) 福井県嶺北地方に震度5強以上の地震が発生したとき。

(2) 震災が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。

2 前項第1号に該当する場合は、事前命令として震災非常警備体制を発令したものとする。

(震災非常警備体制時の人員)

第16条 震災非常警備体制時の配置人員は、全職員とする。

(震災非常警備体制の解除)

第17条 警防本部長は、震災の状況により震災非常警備体制を縮小することができるものとし、その必要がないと判断した場合は解除するものとする。

2 警防本部長は、震災の状況により所属を指定し、震災非常警備体制を解除することができるものとする。

(体制の確保)

第18条 警防本部長は、震災非常警備体制が長期にわたると予測されるときは、効率的な震災警防活動が維持できる体制を確保するものとする。

(非常招集の発令)

第19条 警防本部長は、震災非常警備体制時の配置人員を確保するため、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令するものとする。

2 前項の非常招集命令は、震災非常警備体制の発令をもって非常招集命令を発令したものとみなす。

(参集)

第20条 職員は前条の非常招集命令が発令されたとき、特別の事由がない限り、速やかに所定の場所に参加しなければならない。

2 職員は、前条の非常招集命令に即応するため、平素から連絡方法を確保し、参集に必要な手段および携行品を整えておくものとする。

3 参集に必要な手段、携行品等については、別に定める。

4 職員は、積極的に地震情報の把握に努め、参集に備えるものとする。

第5章 津波対策

(津波対策)

第21条 所属長は、津波に関する気象情報を受けた場合は、津波災害時の越前分遣所活動安全管理マニュアルに基づき、必要な措置を実施するものとする。

第6章 地震発生時の措置

(初動処置)

第22条 所属長は、震度4以下の地震が発生したときは、別表第1に定める初動処置を実施し、震災非常警備体制が発令されたときは、速やかに震災警防活動を開始しなければならない。

(警防活動の基本)

第23条 各級指揮者および隊員は、同時に多数の火災、救急・救助事案等が発生することを認識し、出動した火災等は、自己隊の責任で対処する決意をもって全消防力を最大限に発揮し、効果的な震災警防活動に努めなければならない。

(警防活動の主眼)

第24条 震災警防活動は、災害の発生件数、規模および態様に応じ、全消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

(警防活動方針の決定)

第25条 警防本部長および大隊本部長は、次に定めるところにより災害対応方針を決定し、震災警防活動の万全を期するものとする。

(1) 延焼火災が同時に多数発生したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。

(2) 延焼火災の規模に比べて消防力が優勢と判断したときは、消火活動と並行して救急・救助等の活動を行う。

(3) 延焼火災が少ない場合は、救急・救助活動を主力に活動する。

(消防通信の運用)

第26条 震災非常警備体制発令時の警防本部、大隊本部および署所間の通信は、有線通信を原則とする。

2 有線通信が途絶したときおよび出動隊等との通信は、無線通信によるものとする。

3 無線基地局および固定局に障害が発生したときは、直ちに必要な処置を講じ、無線通信の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか消防通信の運用等については、鯖江・丹生消防組合消防通信規程(平成8年鯖江・丹生消防組合消防本部訓令第5号。)に定めるところによる。

(消防通信の統制)

第27条 震災時における通信の効率性を確保するため、通信統制を行う。

2 通信統制については、前条第4項の規定を準用する。

(情報の収集)

第28条 警防副本部長および大隊本部長は、施設、通信機能等あらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集し、震災警防活動に活用するものとする。

2 情報収集の優先順位および警防本部長または大隊本部長への報告事項は、別表第2に定めるとおりとする。

(情報の報告等)

第29条 警防副本部長および大隊本部長は、収集した情報を整理分析し、重要な情報を警防本部長へ報告するとともに、各級指揮者等に伝達するものとする。

2 前項の規定による報告および伝達は、有線通信が可能なときはファクシミリ伝送または消防電話を活用し、これにより難しい場合は無線通信等を活用する。

(部隊運用)

第30条 震災非常警備体制時の部隊運用の種別は、警防本部運用と大隊本部運用とする。

2 警防本部運用は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 警防本部長および警防副本部長が指揮を行う場合

(2) 大隊本部長から応援要請があり、警防本部長が必要と認めた場合

(3) その他警防本部長が必要と認めた場合

3 大隊本部運用は、震災非常警備体制が発令されたとき行うものとする。

(出動)

第31条 震災非常警備体制時の各小隊の出動は、原則として1事案当たり1小隊とする。

2 出動は大隊本部長の出動指令により行うものとする。

3 消防通信の幅そう等により出動指令を受けることができないとき、または受けるいとまがないときは、中隊長または小隊長の判断により出動することができるものとする。この場合において、出動後可能な限り大隊本部長に報告するものとする。

(現場最高指揮者)

第32条 震災警防活動時に、複数の隊が出動した場合の現場最高指揮者は、次に定めるとおりとする。

(1) 警防本部長、警防副本部長または大隊本部長が出動した場合は、各々警防本部長、警防副本部長または大隊本部長とする。

(2) 小隊長のみの場合は、上級者とする。

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合は、警防本部長または大隊本部長が指名した者とする。

(警防本部長等の出動)

第33条 警防本部長は、震災の状況により自ら指揮を執る必要があると認める場合に、出動するものとする。

2 警防副本部長または大隊本部長は、震災の状況により自ら指揮を執る必要があると認める場合または警防本部長から出動を命じられたときに出動するものとする。

3 中隊長は、震災の状況により自ら指揮を執る必要があると認める場合または上司から出動を命じられたときに出動するものとする。

(指揮者の判断)

第34条 出動各隊の指揮者は、震災の態様を的確に把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼の拡大防止および救急・救助活動等の成算等を総合的に判断し、自隊の活動方針を決定するものとする。

(火災防ぎょ活動の原則)

第35条 火災防ぎょ活動の原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 火災の規模に比べて消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的警防活動により火災を鎮圧する。
- (2) 火災の規模に比べて消防力が劣勢と判断したときは、人命の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的警防活動により延焼を阻止する。
- (3) 前2号に定めるもののほか、火災防ぎょ活動について必要な事項は、別に定める。

(救急活動の原則)

第36条 救急活動の原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 傷病者の救急搬送は、救命の処置を必要とする者を優先とし、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に定める医療機関等に搬送する。
- (2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする傷病者を最優先とし、その他の傷病者は、団員、普通救命講習受講修了者、自主防災組織等に応急手当を行わせるものとする。
- (3) 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し、救護活動を行う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、救急活動について必要な事項は、別に定める。

(救助活動の原則)

第37条 救助活動の原則は、救命処置を必要とする重症者を最優先し、その順位は、次に定めるとおりとする。

- (1) 救助事案が同時に多数発生している場合は、多数の人命を救護できる事案を優先に、効率的な救助活動を行う。
- (2) 小規模の救助事案が同時に多数発生した場合は、重症者を優先に救助活動を行う。
- (3) 前2号に定めるもののほか、救助活動について必要な事項は、別に定める。

(応援要請)

第38条 出動各隊の指揮者は、震災の態様から応援部隊を必要とすると判断した場合は、所要隊数、所要資機材、集結場所、担当方面等を付加して応援要請をするものとする。

2 警防本部長は、震災の態様から消防組合の消防力では対応できないと認める場合は、福井県広域消防相互応援協定(平成18年2月1日締結)に基づく応援要請および組織法に基づく応援要請を行うものとする。

3 警防本部長は、他の消防(局)本部からの応援隊が有効かつ効果的に活動が行えるよう配意するものとする。

4 第2項の組織法に基づく応援要請に関し必要な事項は、別に定める。

(応援隊の派遣)

第39条 福井県広域消防相互応援協定に基づく応援出動については、消防組合の警防体制に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 緊急消防援助隊の応援出動については、別に定めるところにより出動する。

(広報等)

第40条 警防副本部長および大隊本部長は、震災警戒体制時および震災非常警備体制時には、防災関係機関と密接な連携を図り、震災発生時には被害の調査と併せて避難行動、出火防止等の広報を行うなど、効率的な広報活動を推進するものとする。

(避難の通報等)

第41条 警防本部長および大隊本部長は、火災等の進展予測により住民を避難させる必要があると判断したときは、鯖江市災害対策本部ならびに越前町災害対策本部の本部長に対し火災等の進展予測、避難を必要とする地域、避難の方法等の必要な情報を通報するものとする。

2 大隊本部長は、火災等の進展が急激で人命危険が著しく切迫していると認められ、前項の規定による通報をするいとまがないときは、防災関係機関と連携し、住民に避難指示ができるものとする。この場合においては、直ちに警防本部長に報告するものとする。

(資機材等の調達)

第42条 警防副本部長および大隊本部長は、災害の状況から現に有している警防資機材等に不足を生ずると認めるときまたは現場から要請があったときもしくは要請が予測されるときは、別に定めるところにより必要資機材等の調達を行うものとする。

(職員に対する措置)

第43条 警防副本部長および大隊本部長は、震災警防活動中に職員が受傷等をした場合は、その状況を警防本部長に報告するものとする。

2 警防副本部長および大隊本部長は、非常招集により参集してきた職員から他の職員の家族の安否状況等を聴取し、関係所属長に連絡するものとする。

3 警防副本部長および大隊本部長は、前項の規定により情報収集ができなかった職員の家族の安否状況等について必要な措置を講ずるものとする。

(庁舎等の応急措置)

第44条 警防副本部長および大隊本部長は、震災により庁舎、車両、通信施設等に被害が生じた場合は、状況を速やかに調査し、応急措置を講ずるとともに、その状況を警防本部長に報告するものとする。

(震災状況等の調査および記録)

第45条 警防副本部長および大隊本部長は、震災が発生した場合、次に掲げる事項について調査し記録しておくものとする。

- (1) 震災の被害状況
- (2) 警防本部および大隊本部の行った震災警防活動の状況
- (3) 庁舎、警防機械、通信施設等の被害の状況
- (4) 消防団、自主防災組織、自衛消防隊等の防災組織の活動状況
- (5) 防災関係機関の活動状況
- (6) その他必要と認める事項

第7章 訓練

(震災警防訓練の種別)

第46条 震災警防訓練の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 震災警防本部運用訓練
- (2) 大隊本部運用訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 通信運用訓練
- (5) 火災防ぎょ訓練
- (6) 救急・救助訓練
- (7) その他必要と認める訓練

(震災警防訓練の実施)

第47条 次長および署長は、震災警防活動に必要な知識および技術を習熟させるため、震災警防訓練を計画的に実施するものとする。

2 震災警防訓練は、個々に、または適宜組み合わせるものとする。

第8章 検討および報告

(検討会の開催および報告)

第48条 次長および署長は、震災警防活動または震災警防訓練を実施した場合で必要と認めたときは、検討会を開催し、将来の震災対策に資するものとする。

2 署長は、前項の検討会を開催したときは、その結果を消防長に報告するものとする。

(震災警防活動の報告)

第49条 署長は、この規程に基づく震災警防活動を実施したときは、消防長に報告するものとする。

第9章 補則

(消防団への準用)

第50条 署長は、第16条、第19条第1項、第20条、第23条、第31条第3項、第35条、第37条および第43条第1項の職員に係る規定を団員に適用し、消防団長を通じて団員に徹底させるものとする。

(警防規程の準用)

第51条 この規程に定めるもののほか、震災時における警防活動については、警防規程を準用する。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1

震災警戒体制および震災非常警備体制時等における初動措置

○震災警防本部が実施する初動措置

番号	初動措置
1	地震情報等の収集・伝達
2	震災非常警備体制の確立
3	災害受信体制の確立
4	庁舎、車両等の安全確保
5	通信施設の機能確認
6	被害状況の収集
7	職員の非常招集(職員および家族の被害状況)
8	防災関係機関への連絡および職員派遣
9	警防資機材の確保
10	食糧および飲料水の確保
11	車両燃料の確保

○大隊本部が実施する初動措置

番号	初動措置
1	地震情報等の収集・伝達
2	震災非常警備体制の確立(小隊編成等)
3	庁舎、車両等の安全確保
4	職員の招集(職員および家族の被害状況)
5	通信施設の機能確認
6	資機材の確認および状況
7	署所周辺の災害状況の把握および連絡
8	出動経路の確認(道路状況等)
9	計画資料等の確認、活用

別表第2

情報収集順位表

種別	優先順	内容
署所	1	・通信機器の障害の有無、庁舎の被害状況
	1	・消防車両等の出動の可否
	2	・職員負傷の有無
	3	・職員の参集状況
道路障害	1	・橋梁、道路損壊による通行不能箇所
	1	・交通停滞
火災	1	・延焼火災発生状況(場所、程度、進展、推移)
	1	・防ぎょ火点の鎮火可否の見通し
	2	・消防隊による鎮火可否の見通し
	3	・自主防災組織等住民が消火した火災および自然鎮火数
	3	・焼失棟数の概要
救急	1	・大規模救急・救助事案の発生場所、程度
	2	・救急病院、救護所の受入体制(収容能力)
	3	・消防隊による救助者
津波	1	・海岸地域の水面状態
	1	・津波発生時の避難状況および避難者の動向
	3	・被災状況の概要
火災以外の被害	1	・危険物、高圧ガス、毒性ガス等の大量流失、火災危険
	1	・地滑り、崖崩れ等死傷者のあるもの
	2	・重要防ぎょ施設の被害状況
	3	・地滑り、崖崩れ等交通障害となるもの
	3	・電気、水道、ガスの被害状況
	3	・家屋等の被害状況
その他	1	・避難指示に関する情報
	1	・避難指示発令時の避難状況および避難者の動向
	1	・消火栓の使用可否
	2	・補給資機材等の有無
	2	・死者、行方不明者、傷者
	3	・関係機関の活動状況